



2022年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル
代表者名 代表取締役社長 齋藤 悦郎
(コード：6755 東証プライム市場)
問合せ先 経営執行役 広報IR室長 加納 俊男
TEL (044) 861-7627

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することについて、承認を求める議案を2022年6月16日開催予定の第103期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の理由

本制度は、2020年6月17日開催の第101期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として導入いたしました。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）および年70,000株以内とご承認をいただいております。

この度、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、本制度の内容を一部改定することといたしました。

2. 改定後の本制度の概要

当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「勤務継続型」に加え、当社のサステナブル経営の達成を役員の責務とし、実践・推進することを目的として、当社取締役会が予め設定したサステナブル経営の評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「サステナブル経営指標要件型」の譲渡制限付株式報酬を新たに導入します。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数は、従来の「勤務継続型」と「サステナブル経営指標要件型」を合わせ、上記2020年6月17日開催の第101期定時株主総会において承認をいただいた年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）および年70,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額はその発行または処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度による本株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、以下の事項が含まれることといたします。

【本割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、「勤務継続型」については本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、「サステナブル経営指標要件型」については本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

①勤務継続型

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②サステナブル経営指標要件型

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあり、かつ、当社の取締役会が予め設定したサステナブル経営の評価指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社開設する専用口座で管理される予定です。

なお、当社は、本株主総会において本制度改定に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の取締役を兼務しない経営執行役にも、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

以 上